

## 身体拘束等の適正化の為の指針

株式会社ニッコー・ケイサービス みかげ倶楽部  
看護小規模多機能型居宅介護 みかげ倶楽部  
認知症対応型共同生活介護 グループホーム紫陽花  
エイワ訪問看護ステーション みかげ  
策定年月日 2022年12月1日

## 1、事業所における身体的拘束の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。看護小規模多機能型居宅介護みかげ倶楽部（以下、みかげ倶楽部）認知症対応型共同生活介護グループホーム紫陽花（以下、グループホーム紫陽花）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持って、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### （１）介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者の当該利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

### （２）緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の３つの要素をすべて満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性       ：     利用者本人またはほかの利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性     ：     身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ③一時性       ：     身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要です。

### （３）身体拘束の原則禁止

当施設においては原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### （４）やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、（２）の３要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を出来るだけ早期に行い、拘束を解除すべく努力します。（２）の理由により、身体的拘束をやむを得ず実施する場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由を記録します。

#### (5) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下の事に取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や対応などで利用者の精神的な自由を妨げないように努めます
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を心がけます。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。  
万一やむを得ず、安全確保を優先する場合、身体拘束適正化検討委員会において検討を行います。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるように努めます。

## 2、身体的拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

### (1) 身体的拘束適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて、運営推進会議を活用した身体拘束適正化委員会を設置します。

#### ①設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び、改善についての検討  
身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続  
身体拘束を実施した場合の解除の検討  
身体拘束廃止に関する職員全体への指導・周知  
身体拘束事例の検討・改善策の提案

#### ②身体拘束適正化委員会の構成員

- ア) 施設長
- イ) 運営推進会議評議員
- ウ) みかげ倶楽部・グループホーム紫陽花 管理者
- エ) エイワ訪問看護ステーション みかげ 管理者
- オ) みかげ倶楽部・グループホーム紫陽花 介護支援専門員
- カ) 看護職員
- キ) 介護職員

※この委員会の責任者は施設長とし、その時参加可能な委員で構成する。

### ③身体拘束適正化委員会の開催

- 運営推進会議時に開催します。
- 必要時は随時開催とします。
- 急な事態により、(数時間以内に身体拘束を要す場合)は、生命保持の観点から多職種共同での委員会に参加できない事が予想されます。その為、意見を聞くなどの対応により、各スタッフの意見を盛り込み検討します。

## 3、身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護従業者、その他の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適正な知識を普及・啓発する。みかげ倶楽部・グループホーム紫陽花が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回を基準に)を開催すると共に、新規採用時には必ず研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない事とする。

## 4、事業所内で発生した身体拘束身体拘束等の報告方法等のための 方策に関する指針

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」です。

具体的行為の例として、以下の11項目があげられている。

- ① 徘徊しない様に、車椅子やベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられない様に、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かない様に、四肢をひもで縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かない様に、また皮膚をかきむしらない様に、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしない様に、Y自型拘束帯やk氏ベルト、車椅子テーブルを付ける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅を使用する。

- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護服(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることの出来ない居宅等に隔離する。

上記はあくまでも例であり、この他にも、心理的拘束(メンタルロック)や言葉による拘束(スピーチロック)等、入居者の行動を制限したり、尊厳を傷付ける行為がある。みかげ倶楽部・グループホーム紫陽花では、これまでのサービスの提供方法を振り返り、どのような行為が拘束に当たるのかを掘り下げて検討しなければならない。

上記事案発生及び、発生の恐れを懸念する事例がある場合

(1) 口頭での報告

介護業務に携わる介護従事者は、上記の事案が発生する恐れのある場合及び、その可能性が疑われる場合、各部門の管理者・ケアマネジャーに口頭での報告を行います。

(2) 管理者・ケアマネジャーによる報告内容の検討

報告を受けた管理者・ケアマネジャーは、報告を行ったものから十分な聴き取りを行い、当該利用者の状態を含め、①切迫性②非代替性③一時性について検討し、身体拘束に該当するかどうか判断します。身体拘束に該当する場合、その報告を受けた旨の内容を記録に残し、併せてご家族にその旨を説明します。その情報を持ち寄り、身体拘束適正化委員会にて再検討します。

(3) 施設長への連絡・相談

報告を受けた管理者・ケアマネジャーは検討した内容に関して、施設長に報告を行い周知します。

## 5、身体拘束発生時の対応方法のための方策に関する指針

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、

時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明の為の準備を行います。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

#### ②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

#### ③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式（身体拘束ゼロへの手引き 記録用紙②）を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は 2 年間保存、行政担部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

#### ④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族（保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

## 6、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

### （1）情報の開示

利用者及びそのご家族から身体拘束適正化の取り組み等について、情報提示の要求があった際はすぐに関覧できるよう、ファイルにて保存し、適宜開示する事とします。併せて、指針内容についての質問等があれば真摯に質問にお答えする事とします。

### （2）保管場所

みかげ倶楽部及びグループホーム紫陽花の建物内事務所及び玄関にこの指針を保管する事とします。

## 7、その他身体拘束等の適正化の為の推進のために必要な基本指針

### (1) 介護保険法改正時の加筆・修正について

介護保険法改正により、看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の両サービスに関する身体拘束における変更事項があった場合は、この指針の内容を一部変更できる事とします。

### (2) 各職種の役割

#### (施設長)

- 1) 身体拘束廃止委員会の統轄管理
- 2) ケア現場における諸課題の統轄責任

#### (看護職員)

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

#### (管理者)

- 1) 医療機関・家族との相談協議・決定事項の周知
- 2) チームケアの推進
- 3) 介護業務・人材育成のマネジメント
- 4) 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 5) 契約時における身体拘束廃止の取り組みに関する説明

#### (介護支援専門員)

- 1) 医療機関、家族との連絡調整
- 2) 家族の意向に添ったケアの確立
- 3) 施設のハード・ソフト面の改善
- 4) チームケアの確立
- 5) 記録の整備

#### (介護職員)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する